

高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱施行基準(抜粋)

(衛生上講ずべき措置基準)

第2条 要綱第5条に規定する衛生上講ずべき措置基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるよう保持すること。
- (3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
- (5) 営業中の施設は、換気を十分にすること。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のトッ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具、補充用洗剤及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること(適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には摂氏60度以上であることが望ましい。)
- (12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること(水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。)
- (13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講ずること。
 - ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
 - イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌が吸着等し、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し常に清浄な洗剤が得られるようにすること。
 - ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること
 - エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように常に点検整備すること。特に洗濯物の出入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。
 - オ 営業中は、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。
 - カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で専用の保管庫に保管し施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。